

広域情報

新型コロナウイルス感染症に関するアラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル、フランス、ベルギーに対する新たな水際対策措置

2021年3月2日(火)

<ポイント>

●3月2日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000747462.pdf>

●本件措置の主な点をお知らせ致しますので、アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル、フランス、ベルギーからの日本への帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

<本文>

3月2日、日本においてアラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル、フランス、ベルギーに対する新たな水際対策措置が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。

●これまで英国、南アフリカ共和国、アイルランド、イスラエル及びブラジル(アマゾナス州)の5か国・地域を指定してきた「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に、新たに以下の13の国・地域を指定します。

- (1) アラブ首長国連邦
- (2) イタリア
- (3) オーストリア
- (4) オランダ
- (5) スイス
- (6) スウェーデン
- (7) スロバキア
- (8) デンマーク
- (9) ドイツ

- (10) ナイジェリア
- (11) ブラジル（アマゾナス州を除く）（※）
- (12) フランス
- (13) ベルギー

（※）ブラジルはこれまでアマゾナス州を指定していましたが、今回の指定により、国全域が「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」となります。

●上記13か国・地域からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは自宅等で入国後14日間の待機をしていただいていたところですが、今後は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくことになります。

●本措置はアラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル、フランス、ベルギーからの入国者に対する措置であり、これら以外の国・地域についてはこれまでの水際措置に変更ありません。

- ※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。
- ※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）